

「知って得する？」社労士の独り言 第11回

事業者が行う「ストレスチェック制度」 実施までの事前準備について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

本年12月1日から実施される「ストレスチェック制度」の具体的な内容・運用方法を定めた省令、告示および指針が4月15日に、5月7日にはストレスチェック制度のマニュアルも公表されました。この「ストレスチェック制度」の実施義務は、常時使用する労働者が50人以上の事業者とされています（労働者数50人未満の事業場は当分の間は努力義務）。法律上の根拠は、労働安全衛生法第三章の安全衛生管理体制（労働者数50人以上）の枠組利用し第66条の10の規定で、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針が定められています。

この指針によると、「ストレスチェック制度を円滑に実施するためには、事業者、労働者及び産業保健スタッフ等の関係者が、制度の趣旨を正しく理解した上で、本指針に定める内容を踏まえ、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）の場を活用し、互いに協力・連携しつつ、ストレスチェック制度をより効果的なものにするよう努力していくことが重要である。」し、ストレスチェック実施までの事前準備として「事業者の基本方針の表明」、「総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医などで構成される衛生委員会等でその実施体制・実施方法、不利益取扱いの防止などの事項（以下の項目も含め）を調査・審議し、その結果を踏まえて当該事業場におけるストレスチェック制度の実施に関する規程を定め、これをあらかじめ労働者に対して周知するものとする。」としています。

- ① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法
- ② ストレスチェック制度の実施体制
 - 実施者、共同実施者・実施代表者、その他の実施事務従事者の選任及び明示等
- ③ ストレスチェック制度の実施方法
 - 使用する調査票、高ストレス者の選定基準、ストレスチェックの実施頻度・時期、面接指導申出方法等。
- ④ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
- ⑤ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い
- ⑥ ストレスチェック結果の記録の保存方法
- ⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法
- ⑧ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- ⑨ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑩ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること
- ⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

この事前準備には時間を要するので、早めに取り組まれることをお勧めします。

ストレスチェックの実施については、定期健康診断の実施とほぼ同様の手順となります（実施者から実施結果の通知→対象面談者の医師による面談→医師から意見聴取・集団的分析結果受領→就業上の措置の実施→監督署へ検査結果等報告）。詳しくは下記資料の「厚生労働省のストレスチェック制度説明会資料」及び「指針及び省令」をご参照ください。

【基本的な留意事項】

- 平成27年12月1日の施行後、1年以内（平成28年11月30日まで）に、ストレスチェックを実施する必要があります（結果通知や面接指導の実施までは含みません。）
- 労働安全衛生法の他の規定と同様に、ストレスチェック制度の規定も、事業場ごとの適用となります。また、定期健康診断と同時に実施できます。
- ストレスチェック及び面接指導の費用及び賃金については、定期健康診断と同じ扱いです。
※ 次の資料は以下からダウンロードできます。ぜひ一読ください。
 - 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成27年5月）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf>
 - ストレスチェック制度 Q & A（更新履歴 平成27年5月12日）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf>
 - 改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」の省令、告示、指針
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>
 - 厚生労働省のストレスチェック制度説明会資料（現時点で一番分かり易い資料です）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150422-1.pdf>

